

小・中学校に通うお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

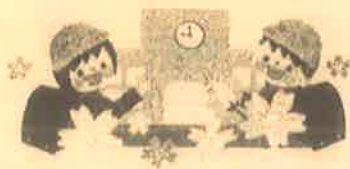
就学援助（しゅうがくえんじょ 準要保護）じゅんようほご）について



名護市では、なごし 経済的にけいざいてき お困りの保護者こまほごしや に、がくようひんひ 学用品費・
しゅうがくりょこうひ 修学旅行費・いりょうひ 医療費など、ひよういちがえんじょ 費用の一部を援助しています。

この援助えんじょ を受けるためには、申請書しんせいしよ を学校がっこう に提出ていしゅつ し、認定にんてい を受けることが必要ひつよう です。

※申請しんせい についての詳細しょうさい は裏面うらめん をご覧ください。



【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または
名護市教育委員会学校教育課学務係(市役所2階)

TEL : 0980-53-1212 (内線381)

↓ 他制度のお知らせ ↓

特別支援学級へ入級するお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

「特別支援教育就学奨励」とくべつしえんきょういくしゅうがくしょうれい について

特別支援学級とくべつしえんがっきゅう で学ぶ際に教育まなさい に係る費用きょういくかかひよう の一部を補助いちがほじょ する制度です。

※対象児童生徒たいしやうじどうせいと については学校がっこう より別途案内べつとあんない がありますので、その際さい に申請しんせい をして下くだ さい。

※新入学学用品購入時しんにゅうがくがくようひんこうにゅうじ (ランドセル等)とう の領収書等りょうしゅうしょとう を提出ていしゅつ していただく必要ひつよう が

ありますので、提出時期ていしゅつじき まで大切に保管たいせつほかん しておいてください。

※他の就学援助ほかしゅうがくえんじょ と重複ちゆうふく して受けることはできません。



【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または

名護市教育委員会学校教育課学務係

TEL : 0980-53-1212 (内線381)

就学援助（準要保護）の申請について

- 1 対象者 (1) 生活保護を受けていたが、生活保護廃止になった世帯
 (2) 市町村民税が非課税の世帯
 (3) その他必要と認められた世帯（保護者が病気で働けない等）



2 就学援助の内容

援助費の種類	援助費の内容	年間支給額				振込先
		小学校		中学校		
		1学年	2~6学年	1学年	2~3学年	
1 学用品費	ノート・鉛筆・消しゴム・校納金等	11,100円		21,700円		保護者口座
2 通学用品費	靴・カサ・雨靴等通学時に使用する用品		2,170円		2,170円	
3 新入学児童学用品費	小1、中1を対象に入学に係るカバン・制服の費用等	40,600円		47,400円		
4 校外活動費	遠足や社会見学の見学料やバス料金等	(上限) 宿泊なし 1,510円 宿泊あり 3,470円		(上限) 宿泊なし 2,180円 宿泊あり 5,840円		
5 遠距離通学費	指定学校に通っていて、遠距離通学と認められた児童生徒が対象	実費 (片道4km以上の児童)		実費 (片道6km以上の生徒)		
6 修学旅行費	参加者が対象	上限 10,000円		上限 50,000円		
7 医療費	虫歯、中耳炎、副鼻腔炎、結膜炎等「学校病」を治療する場合に援助	保険適用額を除いた自己負担額				

※1,2,5については、年間支給額を3期に分けて支給(口座振込)します。

※3については入学前に支給されていない世帯が対象です。

3 申請の時期

	申請時期	認定結果	支給対象月
当初認定	毎年5月中旬頃	7月中旬頃	4月から
追加認定	7月以降毎月申請受付	申請の翌月	申請の翌月から



4 申請方法

就学援助申請書を学校へ提出する。

※課税状況の確認をしますので、所得がない場合でも住民税申告をしてください。(税務課)

※市外からの転入の方は、所得課税証明書の提出をお願いします。

※申請は毎年度必要です。

※申請書は小・中学校又は教育委員会学校教育課で受け取ることができます。

【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または
 名護市教育委員会学校教育課学務係
 TEL:0980-53-1212(内線381)